



目黒区国第922号
令和2年5月11日

目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会
会長 三木健二様

目黒区長
青木英二

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について（諮問）

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について、目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（昭和34年12月目黒区規則第16号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

（1）改正趣旨

目黒区国民健康保険条例に新たな給付として、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する条項を規定するため、条例の一部を改正するものです。

（2）改正内容

別紙「目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案の概要」のとおりです。

以 上